

秋田県環境審議会自然環境部会 議事録

- 1 日 時 平成29年10月20日（金）14：00から16：10まで
- 2 会 場 秋田県庁第二庁舎 8F 特別会議室
- 3 出席者 委 員 7名中6名出席
青木委員、佐々木委員、佐藤委員、島内委員、福井委員、藤原委員
片野環境審議会長

秋田県

高松自然保護課長、高橋主幹（兼）班長、阿部副主幹、小林副主幹、
泉山専門員

4 議 題

- (1) 諮問 第4号 第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更について
- (2) 諮問 第5号 キジ及びヤマドリの捕獲禁止期間の設定について
- (3) 諮問 第6号 森吉山県立自然公園に係る公園事業の変更について
- (4) 諮問 第7号 田沢湖抱返り県立自然公園に係る公園事業の廃止について

5 報 告

- (1) 今後のツキノワグマ被害防止対策について
- (2) ツキノワグマの狩猟自粛要請の取扱について
- (3) ゴーニング管理の導入等について

6 開催結果等

- (1) 会議の成立について
委員7名中、6名出席となり、過半数の出席を得ましたので、秋田県環境基本条例第32条第5項において準用する同条例第31条第3項の規定により、会議が成立しました。
- (2) 議事録署名委員の指名について
議事録署名委員として島内委員、福井委員が指名されました。
- (3) 議事等について
公園事業に関する諮問第6号及び第7号については、企業情報を含むため、秋田県環境審議会運営規程第2条第4項に基づき非公開審議としました。
諮問第4号「第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更」、諮問第5号「キジ及びヤマドリの捕獲禁止期間の設定」、諮問第6号「森吉山県立自然公園に係る公園事業の変更」及び諮問第7号「田沢湖抱返り県立自然公園に係る公園事業の廃止」について、県が説明し、質疑応答後に適当であると決定され、その旨を答申することとしました。

各事項の詳細については、7 議事概要をご覧ください。

7 議事概要

(1) 諮問 第4号 第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更について

- 委員： オオタカを捕まえる場合には、公的機関による飼養を前提とするとあるが、公的機関とは具体的にどこなのか。
- 県： 秋田市の大森山動物園などである。
- 会長： 怪我したオオタカを収容する場合は飼養となるので、鳥獣保護センターも該当するだろう。
- 委員： 資料7において、「被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合には、捕獲を認めることとする。」とあるが、具体的にどういった被害を想定しているのか。
- 県： 県内でそういった被害は確認されていないが、環境省によると、レース鳩や家きんへの被害の事例があるということなので、本県でも、今後、こういった被害が起こりうると考えている。
- 委員： ハトはオオタカの餌になる場合が多いが、襲った個体を特定できるのかどうか疑問に思う。
- 県： ハトは難しいが、家きんの場合は特定できる可能性はあると思うと考えている。
- 委員： 由利のほうでアイガモが襲われたということがあった。

(2) 諮問 第5号 キジ及びヤマドリの捕獲禁止期間の設定について

- 会長： 結果的には、11月15日からの1月15日まで狩猟が出来るということか。
- 県： そういうことである。

(3) 諮問 第6号 森吉山県立自然公園に係る公園事業の変更について

この部分については、非公開で審議した。

(4) 諮問 第7号 田沢湖抱返り県立自然公園に係る公園事業の廃止について

この部分については、非公開で審議した。

(5) 今後のツキノワグマ被害防止対策について

会 長 資料1では、10月9日現在の被害等の状況について記載されているが、その後、捕獲頭数や目撃件数は増えているのか。

県 目撃件数は、9月がピークで、10月に入ると少なくなってきたものの、1,200頭に近づいてきている状況にあるが、被害者数は、10月9日から変わっていない。

捕獲頭数は、市町村経由で取りまとめていることもあり、10月9日以降の数値は掴めていない。

会 長 ゾーニング管理を既に導入した、他の都道府県はあるものなのか。

県 福島県で一部取り組んでいる。本県でも、鹿角市の熊の出没が多い地区において、モデル的に取り組んでいる状況にある。

会 長 福島県の会津地方か。

県 環境省の指針を生かしながら、福島県内全域で取り組んでいる。

委 員 狩猟の自粛要請の解除とあるが、ゾーニングとからめると、狩猟を解除すると想定されるゾーンはどこか教えてもらいたい。

県 狩猟期の捕獲頭数の目標値は定めるが、狩猟の自粛解除については、どの地域で狩猟が出来るのか、出来ないのか、という線引きは非常に難しいと考えており、狩猟をゾーニング管理で行うということは考えていない。

(6) ツキノワグマの狩猟自粛要請の取扱いについて

委 員 前回の部会において、他県の生息密度を見ると秋田県が0.19頭/km²と低いこともあり、他県の密度を参考にして推定生息数を算出したらどうかと部会長が発言されていたかと思う。

今回の見直しでは、生息メッシュが増えたことによって推定生息数が増えているが、そもそも、生息密度がもっと高いのではないか。

県 0.19頭/km²という本県の生息密度は、低いと考えており、他県並みにしたいところであるが、現時点では、根拠となるデータがない状況にある。今年度から始めた、カメラトラップ法による調査は、9月15日に1回目の調査結果を回収したところで、現在、取りまとめ中であり、今月末には中間結果

が取りまとまる予定となっている。

そのため、今回は、生息区域の見直しによる推定生息数の見直しに留めたところであるが、カメラトラップ法の結果が出た段階で、生息密度も見直しして、推定生息数を算出する予定である。

生息密度は、県北、県南では異なると思われるが、今回のカメラトラップは県北で実施しており、精度が上がった県北の生息密度は、算出することは出来ると考えている。

委員 県北で実施したカメラトラップのカバー率は、そんなにはないと思われるので、その結果から、全県の推定生息数を算出するというのはどうなのか。

県 今回、カメラトラップを実施したエリアは、全県の1/4をカバーしている。

委員 調査点数は、どうなっているのか。

県 県立大と連携して115台のカメラを設置し、調査を実施して、カバー率は高くなっている。しかし、その調査結果をそのまま、全県の推定生息数の算出に用いるのは、乱暴かもしれないが、ある程度、県北地域の生息密度は算出することは出来ると思う。

委員 捕獲の自粛要請の解除とあるが、今現在、狩猟は自粛されている状況にあるのか。

県 昨年度まで、狩猟期の自粛要請をしていたものを、今年度の狩猟期においては、自粛要請を行わないとすることを狩猟の自粛要請の解除という表現を使ったものである。

会長 私見だが、岩手、秋田、山形の生息密度は異なっているが、どちらもどちらではないのか。岩手、山形のメッシュ当たりの面積は、24.82km²、25km²で、秋田が9km²となっていて、岩手、山形は過大な値が出る可能性がある。もう少し、データが集まらないと、岩手、山形を参考にして単純に密度を算出するのは危険だと思う。感覚的には、適切なメッシュ当たりの面積は、その中間にあるような気がする。

委員 2年で、1,000頭近く捕獲している。

会長 それは、おそらく同じことで、生息密度もそうだし、生息区域も、従前から入れていておかしくなかった、鳥海や出羽丘陵地帯も含め、生息区域は、もっと拡大中だと思う。また、県境部の調査をしていない高山帯を除く広葉樹林帯についても、メッシュが本県と隣県にまたがっていることを考慮して、メッシ

ユ面積の半分を今すぐにも追加して良いと思う。

委員 会員からは、生息区域、生息密度は、前々から見直す必要があるという意見があり、見直す根拠として、カメラトラップ法の調査結果に期待している。

(7) ゾーニング管理の導入等について

委員 ゾーニングの名称に、市街地と森林、市街地周辺しかない。森林・林業に携わる者として、クマが生息している中で仕事をしている訳ではないので、森林でくくられると非常にイメージが悪い。クマを保護するゾーン、人間活動を優先するゾーンなどにした方が分かり易いのではないかと。

県 ゾーンの名称については、他県の事例も参考にしながら、よりゾーンの目的がはっきりと分かるようなものとなるよう精査していきたい。

委員 狩猟はどのゾーンで行うことになるのか。

県 里山から人里に降りてくるクマが多いことから、狩猟期に入る際に、里山を主体に狩猟を行って頂きたいということを要請する文書を発出する予定であるが、あくまで要請であり強制力はない。

会長 このゾーニング管理とは、狩猟とは別の、人身事故を防止するためのゾーニングということか。

県 人身事故及び農作物被害を防止するためのものである。

会長 ゾーニング管理は、人間活動との調整のためのものであって、狩猟期間に狩猟を行う際は、従前どおりの法令等に基づき行う、という考えは変わらないということか。

県 そのとおりである。

委員 資料3の、ゾーニングモデルは、福島県の例を載せているようだが、秋田県では、緑の回廊は尾根筋に設定されているので、クマの移動経路としてはあまり機能していないと思う。

県 あくまで、参考例として載せたものであり、今後、本県における市町村全体版や集落単位版のゾーニング・モデル図を環境省のガイドライン等に基づき作成し、市町村へは、本県版のゾーニング・モデル図と他県の作成例を基に説明を行っていく予定である。

委員 秋田県内の国有林内では、クマはぎ被害は起こっていない。下北地方など地域性があると聞いている。また、国有林しかこの例では載っていないが、秋田では、民有林にもクマは多数生息しており、国有林と明示することに意味がないと思う。

そういったところも、秋田県版のゾーニング・モデル図を作る際は考慮してもらいたい。

委員 資料5の14ページで質問がある。各機関の役割分担として、県は管理方針を示し、市町村は、実施計画を策定する。地域住民の方が、実際に電気柵を設置するとか、緩衝帯の役割を果たすための草刈りを行うとあるが、農林業に従事する方の高齢化や人口減少でやりたくてもやれないという事情から、今の状況になっていると思う。そのための、予算的や人的な援助を考えているのかという点が1つ。

あと、電気柵についてだが、だいぶ前に、自分の畑をイノシシ被害から守るため、個人的に電気柵を違法に設置したものが破損して、近くの川に電流が流れ、川遊びに来ていた家族が感電したということがあった。

電気柵の危険防止策を考えているのかどうか、この2点について伺いたい。

県 緩衝帯や電気柵などのハード的な支援については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業の活用を想定している。高齢化等への支援については、農林部局が主体となることから、円滑に設置が進むように、委員ご発言の趣旨は伝えておきたい。

委員からご説明のあった電気柵の事象事例は、家庭用電源から直接はだか電線につなげた違法な電気柵の事例である。

電気柵の安全対策については、経済産業省から電気事業法に基づく技術基準が示されており、本県で設置する電気柵は、その技術基準に基づいた基準で施工業者に設置させることとしている。

安全対策が一番重要と考えているので、そういった情報や高齢者や子どもが電気柵に触れても大丈夫なような、安全対策の工法なども市町村へ提供しながら設置を進めていきたい。

会長 今後、まだまだ詰めていくことになるだろうが、ゾーニングの中で、森林ゾーンのネーミングの問題が出たが、市街地やその周辺にもコアではない生息地があるという前提になるのでコア生息地という名称も気になる。

また、市街地周辺ゾーンの中に防除地域と緩衝地帯を入れているが、分けた方が分かりやすいのではないか。

県 本県の実情に合った形で、今後、精査していきたい。